ひと、くらし、みらいのために

監督署からのお知らせ（2024年1月）

〈 新たな気持ちで災害防止や労務管理に取り組みましょう。 〉

石巻労働基準監督署
令和６年１月16日

《 石巻署管内の労働災害発生状況 》

〈 令和５年 労働災害発生状況（令和５年 12月末時点）〉

業種＼項目	令和4年1月～12月		令和5年1月～12月		4年と5年との比較	
	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷（増減率）	うち死亡
全産業	331	2	320	7	-11 (-3.3%)	5
製造業	106	1	82	2	-24 (-22.6%)	1
食料品製造業	55	0	54	0	-1 (-1.8%)	0
水産食料品製造業	42	0	49	0	7 (16.7%)	0
建設業	38	0	49	3	11 (28.9%)	3
土木工事業	22	0	13	0	-9 (-40.9%)	0
建築工事業	10	0	26	1	16 (160.0%)	1
その他の建設業	6	0	10	2	4 (66.7%)	2
陸上貨物運送事業	33	0	32	0	-1 (-3.0%)	0
商業	44	0	42	1	-2 (-4.5%)	1
小売業	36	0	35	0	-1 (-2.8%)	0
保健衛生業	37	0	42	0	5 (13.5%)	0
社会福祉施設	29	0	33	0	4 (13.8%)	0
上記以外の業種	73	1	73	1	0 (0.0%)	0

SafeworK ゼロ災 MIYAGI

宮城労働局
災害統計

12月で統計は締め切りとなり（3月までに把握したもので確定します）、昨年との比較では全体の件数は概ね同水準で推移しています。新たな「SafeworK 向上宣言」を主軸とした令和５年度「宮城年末年始労働災害防止強化運動」を展開中です。職場に潜む危険を洗い出し、労働災害の防止に努めましょう。

《 令和５ 年度業務改善助成金のご案内 （申請期限が延長されました！） 》

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画 ＋ **設備投資等の計画**（機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など） ▶ （計画の承認と事業の実施後）**業務改善助成金を支給（最大600万円）**

申請期限が延長されました！

業務改善助成金の申請期限について、賃金引上げ計画を立てて申請いただくもののみ、**令和６年３月31日に延長**されました。

	申請期限	事業完了期限	留意事項
賃金引上げ計画を立てて申請	**令和６年３月31日に延長**	**・令和６年１月31日までの申請分** 令和６年２月28日までに設定いただきます。	・事業完了期限を令和６年２月28日までに設定いただいた場合でも、**年度内に事業完了が見込まれない場合は翌年度に再設定**いただく場合がございます。
賃金引上げ後に申請（※）	令和６年１月31日まで	**・令和６年２月１日以降の申請分** **令和６年４月１日～令和７年２月28日に設定**いただきます。	・令和６年４月１日以降に事業完了期限を設定いただいた場合、**交付決定前（令和６年３月31日まで）に設備導入をすると対象外**となります。

※ 事業場規模50人未満の事業場の申請を行う事業者のみが対象。

（留意事項）
賃金引上げ後に申請いただく方（交付要綱第４条第１号第一号イ）の申請期限延長はございません。締め切りは令和６年１月31日ですので、お早目の申請をお願いいたします。そのほかにも留意事項がありますので、右のリンク（業務改善助成金で検索）にてご確認ください。

《 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 （情報提供） 》

内閣官房と公正取引委員会は 11 月 29 日、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を連名で公表しました。合計で 12 の指針が示されていますが、ここでは項目のみ情報提供します。詳しくは右のリンクから確認ください。

【発注者として採るべき行動／求められる行動】

行動①：本社（経営トップ）の関与
行動②：発注者側からの定期的な協議の実施
行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること
行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと
行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

【受注者として採るべき行動／求められる行動】

行動①：相談窓口の活用
行動②：根拠とする資料
行動③：値上げ要請のタイミング
行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

【双方が採るべき行動／求められる行動】

行動①：定期的なコミュニケーション
行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

《 冬季労働災害を防止しましょう！ 》

✓冬季労働災害は転倒災害だけではありません！

冬季は、積雪や路面の凍結などによる転倒災害のほか、通勤時や就業時の交通労働災害も多く発生しています。今冬は暖冬傾向となっていますが、**急な天候の変化**により、**積雪**や気温の低下による**凍結**などが発生する可能性もありますので、油断せずに対策を講じましょう。

交通労働災害防止対策

・他車両からの視認性向上のため、早朝、夕方は**早めの点灯**を励行しましょう。
・積雪や路面凍結などについて、交通安全情報マップなどを活用し、情報提供を行うとともに、「急ハンドル」「急ブレーキ」など急の付く動作や、スピードの出し過ぎに対して注意喚起しましょう。

ウォーミングアップ

冬季は寒さで身体がこわばって固くなる傾向にあります。作業開始前に、準備体操やストレッチ体操を行い、体を十分にほぐしてから作業に着手しましょう。

厚生労働省では、転倒・腰痛予防防止対策として「**いきいき健康体操**」を公表しています。ウォーミングアップなどにぜひ活用してください。
〈～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～（動画）他〉

〈交通安全情報マップ例〉

不安全行動について

労働災害の発生状況を見ると、手間や労力、時間やコストを省くことを優先し、つい「これくらいは大丈夫だろう」、「長年経験しているから大丈夫」など慣れや過信から、「**あるべき姿**」を逸脱する安易な行動がとられた結果、重篤な災害が発生するケースが少なくありません。特に年末年始は慌ただしくなりますので、一つ一つの行動が「**あるべき姿**」となっているか今一度確認しましょう。また、伝達不足による労働災害も発生していますので、**報告・連絡・相談**（略して「**報・連・相**」）を通じて日頃からコミュニケーションを図りましょう。

石巻労働基準監督署作成のリーフレットの一部です。ホームページで全体版を掲載しています。

発行：石巻労働基準監督署　〒986-0832 石巻市泉町 4-1-18（ハローワーク石巻と同じ合同庁舎の２階です。）

● お問合せ先　労働条件など職場におけるトラブルは、0225-22-3366
労働災害防止・健康確保等安全衛生は、0225-85-3483
労災補償、労働保険の加入・保険料は、0225-85-3484

● 気仙沼臨時窓口を設けており、こちらもご利用いただけます（9：00～16：00）。
（気仙沼市古町 3-3-8　気仙沼駅前プラザ２階（ハローワーク気仙沼と同じ建物）　電話：0226-25-6921）

宮城労働局 石巻署ページ

宮城労働局 メールマガジン